

千葉県テニス協会会則

第1章 総則

- (名称)
第1条 本会は千葉県テニス協会と称し昭和22年(1947年)12月1日に設立した。英文名称は、Chiba Tennis Association (略称：CTA)とする。
- (組織)
第2条 本会は千葉県の団体会員、個人会員並びに協力団体を代表して、(財)日本テニス協会、関東テニス協会および(財)千葉県体育協会に加盟する。
- (事務所と事務局)
第3条
(1) 本会は事務所を千葉県内におく。
(2) 本会は本会運営に関わる一般事務、会計業務、内外に対する窓口サービス業務を処理するため事務局を設け、これを事務所内に置き事務局員を配置する。
- (目的)
第4条 本会は千葉県内にある団体会員、個人会員並びに協力団体が相互連携を保ちつつテニスの普及振興および競技力の向上を計ることに寄与することを目的とする。

第2章 事業

- (事業の種類)
第5条 本会は第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員によるトーナメント、対抗戦ならびに各種講習会、認定会等を開催する。
(2) 国内および海外大会への選手の選考、派遣。
(3) (財)日本テニス協会等の上部団体が行う諸事業への協力。
(4) 団体会員、個人会員、協力団体と協力し普及強化活動を行う。
(5) 千葉県テニスの発展に貢献した個人、団体、選手を表彰することおよび上部団体の行う表彰に推薦すること。
(6) その他本会の目的遂行に必要な諸事業を行う。

第3章 会員

- (会員)
第6条 本会の会員は、千葉県内にある団体会員、個人会員ならびに協力団体によって構成する。
(1) 団体会員
(2) 個人会員
(3) 協力団体
(a) グループA
・千葉県テニス事業協会
・郡市町村テニス協会
・日本女子テニス連盟千葉県支部
・千葉県シニアテニス連盟
・上記に準ずる団体
(b) グループB
・千葉県中学校テニス連盟
・千葉県高等学校体育連盟テニス専門部
・千葉県大学テニス連盟
・上記に準ずる団体

- (会員の権利)
第7条 会員は次の権利を有する。
(1) 本会の総会に参加すること。
(2) 本会主催の行事に参加すること。
但し、①団体会員のクラブに登録の個人は、登録クラブ名を用いて本会主催の公式戦(トーナメント、対抗戦等)に参加できる。
②グループAの協力団体に登録の個人は登録協力団体名を用いて本会主催の公式戦(トーナメント、対抗戦等)には参加できない。
③グループBの協力団体に登録の学校のクラブに所属の学生は、学校名を用いて本会主催の公式戦(トーナメント、対抗戦等)に参加できる。
(3) 上部団体の主催する行事に参加すること。
但し、①団体会員のクラブに登録の個人は、登録クラブ名を用いて上部団体主催の公式戦(トーナメント、対抗戦等)に参加できる。
②グループAの協力団体に登録の個人は登録協力団体名を用いて上部団体主催の公式戦(トーナメント、対抗戦等)には参加できない。
③グループBの協力団体に登録の学校のクラブに所属の学生は、学校名を用いて上部団体主催の公式戦(トーナメント、対抗戦等)に参加できる。

(4) 会費未納の場合は、これらの権利を制限される。

(入会、退会)

第8条 本会への入会および退会は、所定の書式により申請し、常務理事会で承認・決定する。

(会費)

第9条

- (1) 会員は別に定める年会費を納入しなければならない。
(2) 会費は理事会の議決を経て総会にて承認・決定する。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には総会の決議により除名することが出来る。

- (1) 本会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき。
(2) 本会の会則または総会の決定に違反したとき。
(3) 会費を滞納したとき。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会には次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名以内
理事長	1名
副理事長	2名以内
常務理事	15名以内
理事	50名以内
監事	2名

(選任)

第12条

- (1) 会長は理事会が推挙し総会にて承認決定する。
(2) 副会長は会長が推挙し総会にて承認決定する。
(3) 理事長、副理事長、常務理事は、理事会が理事の中から選任推挙し総会にて承認決定する。
(4) 理事および監事は会員の中から及び会員以外からも若干名、推薦・立候補を募り、年度最終の理事会にて選任する。必要数に満たない時は理事会が選任推挙したものを加えて総会にて承認決定する。
なお、理事および監事の相互兼任はできない。

(職務)

第13条

- (1) 会長は、本会を代表し会務を取りまとめ、総会の議長となる。及び、理事の一員となる。また、会長は常務理事会および理事会の構成員としてそれらの職務を行う。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を行う。及び、理事の一員となる。また、副会長は常務理事会および理事会の構成員としてそれらの職務を行う。
(3) 理事長は、理事会を代表し本会の会務を執行する。理事長は常務理事会および理事会の議長となる。また、構成員としてそれらの職務を行う。
(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を行う。
また、副理事長は常務理事会および理事会の構成員としてそれらの職務を行う。
(5) 常務理事は、常務理事会を構成し会務に必要な事項を決定・執行する。
また、常務理事は理事会の構成員としてその職務を行う。
(6) 理事は、理事会を構成し会務に必要な重要事項を決定・執行する。
(7) 監事は、会務および会計を監査する。理事会、総会に出席し監査結果に対して意見表明を行う。
又、必要により総会召集を請求することが出来る。

(任期)

第14条

- (1) 役員は任期は2年とする。但し再任は妨げない。
(2) 補欠された役員は前任者の残任期間とする。
(3) 役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

(解任)

第15条

役員が職務を果たさない場合、または本会役員としてふさわしくない行為があったときには総会の議決によりこれを解任することが出来る。

第5章 名誉会長、顧問および参与

(名誉会長、顧問および参与)

第16条

- (1) 本会には名誉会長、顧問および参与を若干名おくことが出来る。
(2) 名誉会長、顧問および参与は常務理事会又は理事会の推

- 挙により会長が委嘱する。
- (3) 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べる。
 - (4) 参与は常務理事会または理事会の諮問に応じ意見を述べる。
 - (5) 顧問、参与は理事会、総会に出席し意見を述べる事が出来る。
 - (6) 任期は2年とするが再任を妨げない。

第6章 会議

(種別)

第17条 本会の会議は、総会、理事会および常務理事会とする。

(総会開催)

第18条

- (1) 総会は毎年1回年度初めに会長が召集する。理事会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上の要請があったときには会長は40日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- (2) 会長は総会の日程、目的等を開催日の2週間前までに書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会構成)

第19条 総会は、会員（団体の代表者各1名および個人会員）と役員で構成する。

(総会機能)

第20条 総会は以下の事項について審議し議決する。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 会費の決定
- (5) 会則の変更
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会定足数)

第21条

- (1) 会員と役員はそれぞれ1票の表決権を有する。但し監事と議長は除く。
- (2) 総会の出席数は、出席会員と委任状および表決権行使の合計とし、会員の過半数以上で成立する。欠席会員は、出欠確認票で委任状または表決権行使のいずれかを選択することが出来る。
- (3) 総会の議事は出席会員と表決権行使された数の合計の過半数をもって決する。但し、議案書の内容が変更された議案および動議等は、出席会員で表決する。いずれの場合も可否同数のときは議長の表決で決する。

(総会議事録)

第22条 総会では議事録を作成し、議長および出席者より選任された会員2名が署名しこれを保存する。

(理事会開催)

第23条

- (1) 理事会は理事長が、必要と認めるときまたは構成員の5分の1以上の要請があったとき召集する。
- (2) 理事会は原則として年3回開催する。

(理事会構成)

第24条 理事会は理事で構成する。監事は理事会に出席して発言できるが、表決権はない。

(理事会機能)

第25条 理事会は以下の事項について審議し議決する。

- (1) 本会の運営に関する重要事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他理事長が必要と認めた事項

(理事会定足数)

第26条

- (1) 理事会の出席数は、出席理事と委任状および表決権行使の合計とし、理事の過半数以上で成立する。欠席理事は、出欠確認票で委任状または表決権行使のいずれかを選択することが出来る。
- (2) 理事会の議事は出席理事と表決権行使された数の合計の過半数をもって決する。但し、議案書の内容が変更された議案および動議等は、出席理事で表決する。いずれの場合も議長は表決に参加できないが、可否同数の時は議長の表決で決する。

(理事会議事録)

第27条 理事会では議事録を作成し、保存する。

(常務理事会開催)

第28条 常務理事会は原則として毎月1回理事長が召集する。

(常務理事会構成)

第29条 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって構成する。

(常務理事会機能)

第30条 常務理事会は以下の事項について審議し議決する。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 理事会、総会にて委任された事項
- (3) 理事会に付議する事項
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(常務理事会定足数)

第31条

- (1) 常務理事会は構成員の過半数以上の出席で成立する。
- (2) 常務理事会の議事は理事長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は理事長の表決で決定する。

(常務理事会議事録)

第32条 常務理事会では議事録を作成し、議長および出席者より選任された常務理事2名が署名しこれを保存する。

第7章 委員会

(委員会)

第33条 本会は委員会を置くことが出来る。

(種類)

第34条

- (1) 常務理事会で決議された日常会務の円滑な運営を目的とする各種委員会。
- (2) 理事長、副理事長が必要と認めた直轄委員会。

(委員長および委員)

第35条

- (1) 各種委員会の委員長は、常務理事会で決議された設置目的を分掌する常務理事がこれにあたる。但し、常務理事会の承認により理事が委員長となることもできる。
- (2) 各種委員会の委員は、委員会設置目的の趣旨に合致する人材を会員および会員外より広く求め、委員長が委嘱する。
- (3) 直轄委員会の委員長および委員は、理事長、副理事長が人選し委嘱する。

(機能)

第36条 各委員会は、それぞれの組織、運営、機構および活動に関して、企画調整を計り、委員会設置目的を果たすため有機的に立案、運営、業務を行わねばならない。

(解散)

第37条 各委員会は、設置目的を達成した時点で解散する。

第8章 会計

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第39条 本会の経費は次に上げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) その他

(予算および決算)

第40条

- (1) 予算は新事業年度ごとに理事長が作成し総会の議決を得なければならない。
- (2) 理事長は毎事業年度終了後、速やかに事業決算報告書を作成し、監事の監査を受けて、当該事業年度終了後の総会の承認を得なければならない。

第9章 付則

(会則の変更)

第41条 本会則は総会の議決を経て変更することが出来る。

(細則)

第42条 本会則に定めるもののほか、本会則運営に必要な細則、内規、申し合わせ事項は常務理事会にて審議し、理事会で議決する。

(実施日、改定期日)

本会則は、昭和43年(1968年)1月1日から実施する。

昭和63年(1988年)3月6日改正

平成4年(1992年)3月改正

平成15年(2003年)3月改正

平成24年(2012年)5月改正

平成25年(2013年)5月改正

平成29年(2017年)5月改正

平成30年(2018年)6月9日改正